

国際法務に係る日本企業支援等に関する
関係省庁等連絡会議（第16回）

議 事 次 第

日 時 令和6年2月8日（木）午後2時00分～

場 所 ハイブリッド開催（法務省共用会議室6（7階））

- 1 開会
- 2 平成26年7月15日付け関係省庁等申合せ「国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議の開催について」の改正
- 3 日本企業の海外展開を法的側面から支援するための関係省庁等の施策に関する情報共有
- 4 質疑応答・意見交換
- 5 次回以降の予定、閉会

国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議（第16回）

資料目録

- 資料1 「国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議の開催について」の一部改正について
- 資料2 経済産業省（通商政策局）資料
- 資料3 日本貿易振興機構（JETRO）資料
- 資料4 外務省（経済局）資料
- 資料5 日本弁護士連合会資料
- 資料6 法務省（司法法制部）資料
- 資料7 特許庁資料
- 資料8 法務省（国際課）資料
- 資料9 法務総合研究所資料
- 資料10 独立行政法人国際協力機構（JICA）資料
- 資料11 「日本企業の海外展開を法的側面から支援するための施策」（概略図）の更新について

国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議の開催についての一部改正について 新旧対照表
 (下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議の開催について</p> <p>平成 26 年 7 月 15 日 関係省庁等申合せ 平成 27 年 6 月 12 日 一 部 改 正 平成 29 年 10 月 27 日 一 部 改 正 平成 30 年 6 月 5 日 一 部 改 正 令和 3 年 2 月 22 日 一 部 改 正 <u>令和 6 年 2 月 ● 日</u> <u>一 部 改 正</u></p> <p>1. 日本企業等が海外において直面する法的側面を含む各種問題への対応支援等に係る施策を一体的、戦略的に推進するため、国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。</p> <p>2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めると</p>	<p>国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議の開催について</p> <p>平成 26 年 7 月 15 日 関係省庁等申合せ 平成 27 年 6 月 12 日 一 部 改 正 平成 29 年 10 月 27 日 一 部 改 正 平成 30 年 6 月 5 日 一 部 改 正 令和 3 年 2 月 22 日 一 部 改 正</p> <p>1. 日本企業等が海外において直面する法的側面を含む各種問題への対応支援等に係る施策を一体的、戦略的に推進するため、国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。</p> <p>2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めると</p>

きは、関係府省庁その他関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）

構成員 法務省大臣官房国際課長

法務省大臣官房司法法制部司法法制課長

法務省訟務局参事官

法務総合研究所国際協力部副部長

外務省経済局政策課長

外務省国際協力局地球規模課題総括課長

経済産業省通商政策局総務課長

特許庁企画調査課長

特許庁審判課長

オブザーバー 独立行政法人日本貿易振興機構海外ビジネスサポートセンター次長

独立行政法人国際協力機構ガバナンス・平和構築部次長

最高裁判所事務総局総務局第一課長

日本弁護士連合会

3.（以下略）

きは、関係府省庁その他関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）

構成員 法務省大臣官房国際課長

法務省大臣官房司法法制部司法法制課長

法務省大臣官房参事官（訟務担当）

法務総合研究所国際協力部副部長

外務省経済局政策課長

外務省国際協力局地球規模課題総括課長

経済産業省通商政策局総務課長

特許庁企画調査課長

特許庁審判課長

オブザーバー 独立行政法人日本貿易振興機構ビジネス展開・人材支援部長

独立行政法人国際協力機構ガバナンス・平和構築部次長

最高裁判所事務総局総務局第一課長

日本弁護士連合会

3.（以下略）

国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議の開催について

平成26年7月15日
関係省庁等申合せ
平成27年6月12日
一部改正
平成29年10月27日
一部改正
平成30年6月5日
一部改正
令和3年2月22日
一部改正
令和6年2月●日
一部改正案

1. 日本企業等が海外において直面する法的側面を含む各種問題への対応支援等に係る施策を一体的、戦略的に推進するため、国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係府省庁その他関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）

構成員 法務省大臣官房国際課長

法務省大臣官房司法法制部司法法制課長

法務省~~大臣官房訟務局~~参事官~~（訟務担当）~~

法務総合研究所国際協力部副部長

外務省経済局政策課長

外務省国際協力局地球規模課題総括課長

経済産業省通商政策局総務課長

特許庁企画調査課長

特許庁審判課長

オブザーバー 独立行政法人日本貿易振興機構~~海外~~ビジネス~~展開~~・~~人材支援部長~~
サポートセンター次長

独立行政法人国際協力機構ガバナンス・平和構築部次長

最高裁判所事務総局総務局第一課長

日本弁護士連合会

3. 連絡会議の庶務は、関係省庁等の協力を得て、法務省において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議の開催について

平成26年7月15日
関係省庁等申合せ
平成27年6月12日
一部改正
平成29年10月27日
一部改正
平成30年6月5日
一部改正
令和3年2月22日
一部改正
令和6年2月●日
一部改正

1. 日本企業等が海外において直面する法的側面を含む各種問題への対応支援等に係る施策を一体的、戦略的に推進するため、国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係府省庁その他関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）

構成員 法務省大臣官房国際課長
法務省大臣官房司法法制部司法法制課長
法務省訟務局参事官
法務総合研究所国際協力部副部長
外務省経済局政策課長
外務省国際協力局地球規模課題総括課長
経済産業省通商政策局総務課長
特許庁企画調査課長
特許庁審判課長

オブザーバー 独立行政法人日本貿易振興機構海外ビジネスサポートセンター次長
独立行政法人国際協力機構ガバナンス・平和構築部次長
最高裁判所事務総局総務局第一課長
日本弁護士連合会

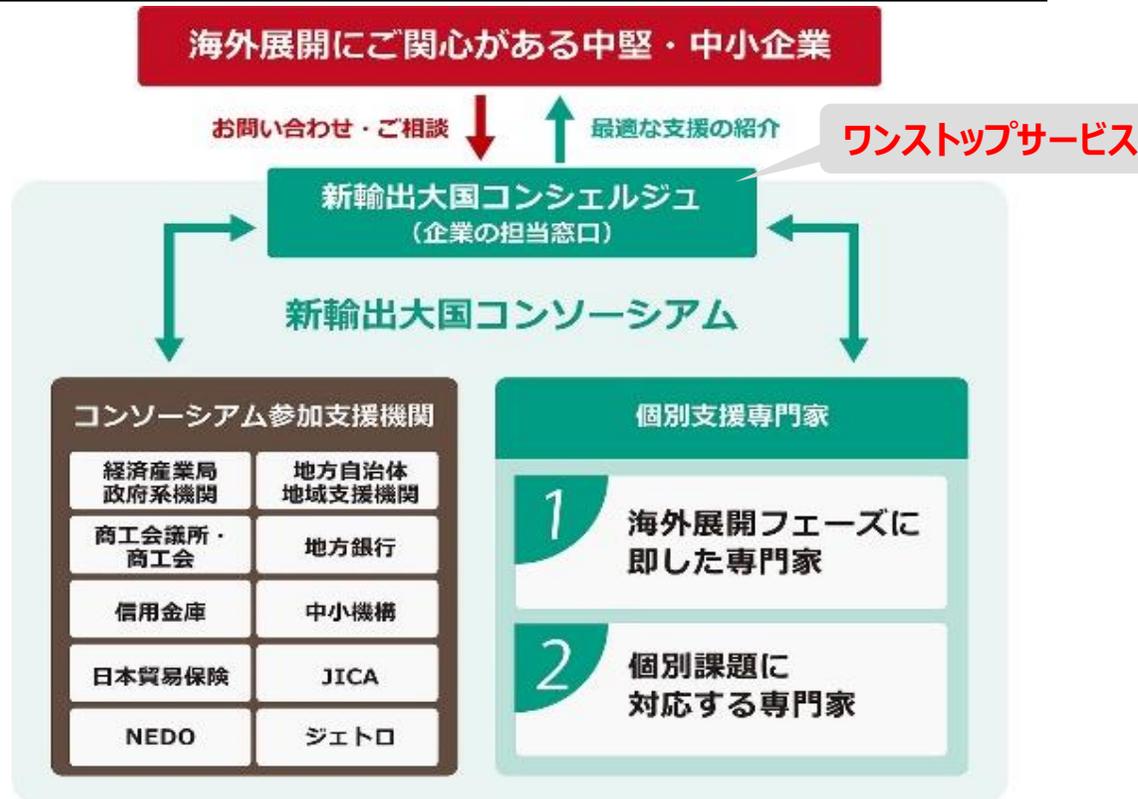
3. 連絡会議の庶務は、関係省庁等の協力を得て、法務省において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

新輸出大国コンソーシアム事業の概要

資料 2

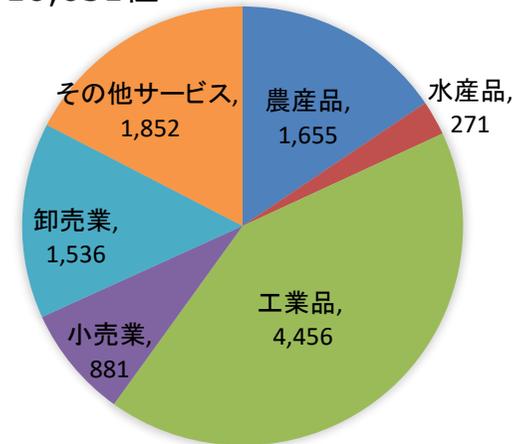
- JETRO、中小機構、金融機関、商工会議所、商工会などが参加する**新輸出大国コンソーシアム**において、**JETROの国内事務所（50拠点）に企業の海外展開相談窓口を配置し、企業の相談・問合せに対するワンストップサービス**を提供。
- また、**海外ビジネスの専門家**が、**支援対象企業のニーズに応じて、海外展開計画の策定、現地での商談、バイヤーの選定、海外店舗の立ち上げ、基準・認証制度への対応など、海外展開のあらゆる段階において適切なサポート**を実施。

新輸出大国コンソーシアム体制図



これまでの支援実績

全体 10,651社※ 2024年1月時点



農産品: 1,655社(15.5%)
水産品: 271社(2.5%)
工業品: 4,456社(41.8%)
小売業: 881社(8.3%)
卸売業: 1,536社(14.4%)
その他サービス: 1,852社(17.4%)

第16回国際法務に関わる日本企業支援等連絡会議



ジェトロの相談対応について

2024年2月8日

ジェトロ海外ビジネスサポートセンター

1

貿易投資相談

JETRO

貿易・投資に関するさまざまなご相談にお応えします



貿易投資相談

無料 無料サービス ONLINE オンラインサービス



1. アドバイザーとの個別相談

海外ビジネスを検討する際に、さまざまな段階で発生する実務上の疑問点や貿易投資に関する各種ご相談に対し、実務経験豊富なアドバイザーがメール、電話または面談（ウェブ面談）にてお応えします。

お問い合わせ先（相談受付専用）

貿易投資相談課 TEL：03-3582-5651

EPA相談窓口 TEL：03-3582-4943

農林水産物・食品輸出相談窓口 TEL：03-3582-5646



貿易投資相談

2. ジェトロ・ビジネスデータベースコーナー

世界各国の企業情報や貿易統計を掲載したデータベースを、どなたでも無料でご利用いただけます。

海外とのビジネスにあたっての事前調査などにご活用ください。

開館時間：平日13時～16時 開設場所：ジェトロ本部（東京）6階

印刷料金：有料（1枚50円）

※各国内事務所（一部）でもデータベースの閲覧が可能。事前に、当該事務所にて、データベース利用の可否をご確認ください。



ビジネス・
データベース
コーナー

2

法務関連の相談

**日本弁護士連合会「中小企業国際業務支援弁護士紹介制度」の活用**

ジェトロは、2012年5月16日に日本弁護士連合会（日弁連）とMOUを締結、本MOUに基づき、ジェトロに相談のあった中小企業からの法務関連相談（契約書のチェック等）を、日弁連に紹介することで、直接当該企業は専門家の相談を受けることが可能。

1. 対象案件

- 海外進出法務（海外進出前の法律面でのリスクチェック、進出・法人設立手続）
- 契約関連（契約書作成および契約書のリーガルチェック）
- 紛争（紛争解決における問題点整理）

2. 費用・時間・配置場所

- 初回30分無料。以降30分ごと11,000円（税込）。
最大利用可能時間数：10時間。以降は個別契約。
- 札幌地域、宮城、東京、神奈川、新潟、石川、愛知、京都、奈良、大阪、兵庫、広島、香川、福岡
※当該都道府県以外の企業は最寄りの府県で弁護士と面談が可能。申込時に面談希望地を日弁連に連絡。

3. 申込

- 日弁連・中小企業の国際業務支援事業（弁護士紹介）のページから、相談希望企業が直接申込。

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/support.html>

3 海外常駐アドバイザーによる相談対応

JETRO

海外アドバイザー

我が国企業のアジアでのビジネス展開を支援するため、海外アドバイザーをアジアに10か国（14か所）16名配置（2023年10月時点）。投資・EPA（貿易）に関わる現地制度や産業情報の収集・提供、諸手続きなどを中心にきめ細かくアドバイス。年間7000件から8000件程度の相談に対応。

ビジネス・センター（BSCA）

アーメダバードに設置。インドへの進出を検討している中堅・中小企業等をサポートし、現地でのビジネス立ち上げに必要な投資制度情報・ノウハウ（ソフト）とオフィス機能（ハード）が融合したサービスを提供。

海外投資アドバイザー配置都市 ●

ニューデリー、ムンバイ、チェンナイ

EPAアドバイザー配置都市 ●

シンガポール、マニラ、ハノイ、ホーチミン、ジャカルタ、クアラルンプール、プノンペン、ヤンゴン、バンコク（2名）、北京、上海（2名）



4 海外での法務コンサルティング

JETRO

現地で法務、労務、税務、取引問題等に直面する日系中小企業を支援するため、現地法律事務所、会計事務所、コンサルタント会社等とジェトロが契約し、問題解決に向けた相談対応を実施。欧米、アジア、オセアニア、ロシア、中南米、中東、アフリカ25ヵ国で契約（2023年10月時点）また、海外で収集した法令改正等の情報を、関心企業に向けウェブサイトを通じて提供。



第 16 回国際法務に関わる日本企業支援等連絡会議

JETRO

ありがとうございました

<お問い合わせ>

お問い合わせ

ジェトロ海外ビジネスサポートセンター

ビジネス展開課 scc@jetro.go.jp

在外公館における弁護士を活用した企業支援

令和5年5月
外務省
経済局政策課

日本企業の活動を法的側面から支援するため、在外公館において、日本の弁護士等に委託して、日本企業に対する法的アドバイスや、現地の法令・法制度等についての調査・情報提供等の業務を実施（実施対象公館は、進出している中小企業が多く、ニーズがある地域の公館の中から選定。）。

【令和5年度実施公館】16カ国23公館		
1	中国	在中国大使館・在上海総領事館・ 在青島総領事館・(新規)在瀋陽総領事館
2	モンゴル	在モンゴル大使館
3	インドネシア	在インドネシア大使館・在スラバヤ総領事館・ 在デンパサール総領事館
4	フィリピン	在フィリピン大使館
5	マレーシア	在マレーシア大使館・在ペナン総領事館
6	ミャンマー	在ミャンマー大使館
7	ケニア	在ケニア大使館
8	タンザニア	在タンザニア大使館
9	ブラジル	在リオデジャネイロ総領事館
10	ネパール	在ネパール大使館
11	ウズベキスタン	在ウズベキスタン大使館
12	インド	在インド大使館
13	ルワンダ	在ルワンダ大使館
14	ガーナ	在ガーナ大使館
15	ベトナム	(新規)在ベトナム大使館・在ダナン総領事館
16	サウジアラビア	(新規)在ジッダ総領事館

※令和4年度は15カ国20公館

委託内容(例)

- 日本企業を対象とした無料法律相談会やセミナーを在外公館等で実施
- 現地の法令・法制度やその運用に関する調査（在外公館は個々の企業支援や、セミナー等にも活用）
- 在外公館が現地政府と交渉する際のコンサルティング（事案の法的分析・整理等）

国際取引、海外展開に取り組む中小企業の方へ

そのお悩み 弁護士に 相談できます！

お気軽に

初回相談
30分
無料



- 申込手続きカンタン！
- 幅広い内容の相談に対応
- 解決まで見据えた対応が可能

国際業務の経験が豊富な弁護士に、法律相談ができます

- 外国企業との契約を作成してほしい 相手方から送られてきた英文契約を見てほしい
- 外国に進出する場合の留意点を教えてほしい
- 外国企業と取引することになったが、国内の取引と何が違うのかわからない
- 外国企業との合弁会社設立のサポートをしてほしい
- 日本で、外国企業と業務提携をする予定だが、何をすればいいかわからない
- 外国企業とトラブルが発生して代金を払ってもらえない

こんな時にご相談ください！



他にも……

インバウンド取引

輸出契約の解除

海外拠点における従業員の不正行為事件対応

輸入品の品質トラブルへの対応

国際業務支援弁護士ご紹介の流れ

1 以下のいずれかから本制度の紹介を受けてください

● 日本弁護士連合会(日弁連)との連携団体等からの紹介

日本貿易振興機構(ジェトロ) 最寄りのジェトロ事務所まで。 東京の方は TEL:03-3582-5651 受付時間: 平日9時~12時/13時~17時 オンラインでも相談申込を受け付けています。		日本政策金融公庫 全国の最寄りの支店にご相談ください。 営業時間: 全店舗 平日9時~17時		国際協力銀行(JBIC) 本店(東京)TEL:03-5218-3579 大阪支店 TEL:06-6345-4100 受付時間: 平日9時~17時	
全国中小企業振興機関協会(下請かけこみ寺本部) TEL:0120-418-618 受付時間: 平日9時~12時/13時~17時		東京商工会議所 TEL:03-3283-7745 受付時間: 平日9時30分~17時		国際協力機構(JICA) 民間連携事業部中小企業・SDGs ビジネス支援事業窓口 TEL:03-5226-3491 受付時間: 平日9時30分~17時45分 オンラインでも相談申込を受け付けています。	

- 本制度の利用機関からの紹介
- 日弁連会員(弁護士)からの紹介

- 国土交通省「中堅・中小建設業海外展開推進協議会(JASMOC)事務局」からの紹介
 右の QR コードをご参照ください。



2 以下のいずれかの方法で、お申込みください

- 上記団体等から申込書入手して必要事項をご記入の上、日弁連・国際課に FAX してください。
FAX 送信先: 03-3580-9840
- 日弁連のホームページから必要事項をご記入の上、お申し込みください。

お申込みはこちら



3 弁護士との面談をご予約ください

日弁連から担当弁護士決定の通知を行った後、担当弁護士から連絡がいきます。面談の予約をしてください。

4 担当弁護士にご相談ください(初回30分無料)

費用の詳細は右の「弁護士報酬について」をご覧ください。

5 必要に応じて、追加の依頼を行ってください

無料相談に引き続き相談や書類作成等を依頼される場合は、お見積もり、重要事項の説明を受けていただき、委任契約を結んでください。ご依頼に応じて担当弁護士が業務を行います。業務終了後、相談料をお支払いください。

※電話相談サービスではありません。

全国各地の事業者の皆様にお申込みいただけます

ご紹介する弁護士は、札幌地域、宮城県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、愛知県、京都府、奈良県、大阪府、兵庫県、広島県、香川県、福岡県に事務所のある弁護士になります。上記地域以外所在の事業者の皆様には、お近くの地域の弁護士を紹介いたします。

弁護士報酬について

初回相談は30分無料です。無料相談以降については、10時間まで相談・書類作成等に要した時間30分ごとに一律10,000円(税抜)となります(実費別途)。

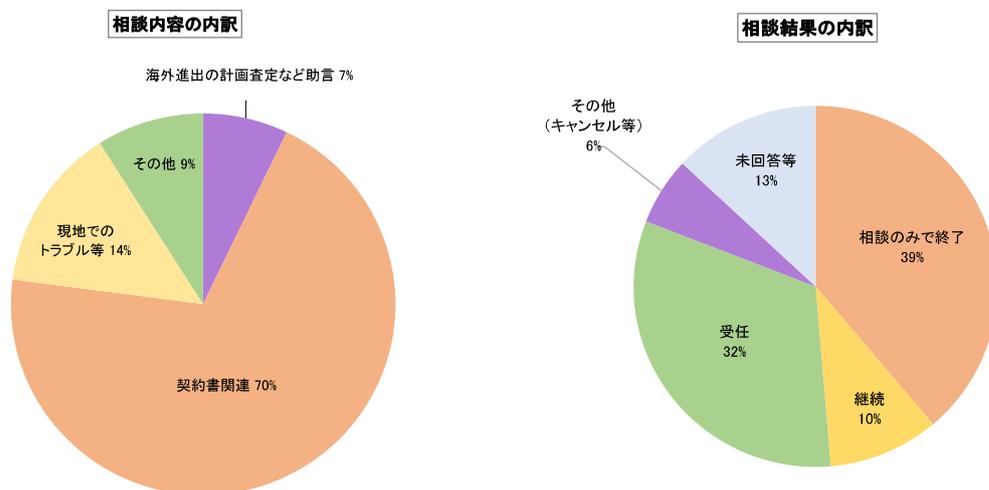
10時間を超えて相談・書類作成等の依頼を希望される場合は、担当弁護士にご確認ください(※経費の一部を事前にお預かりする場合があります。)



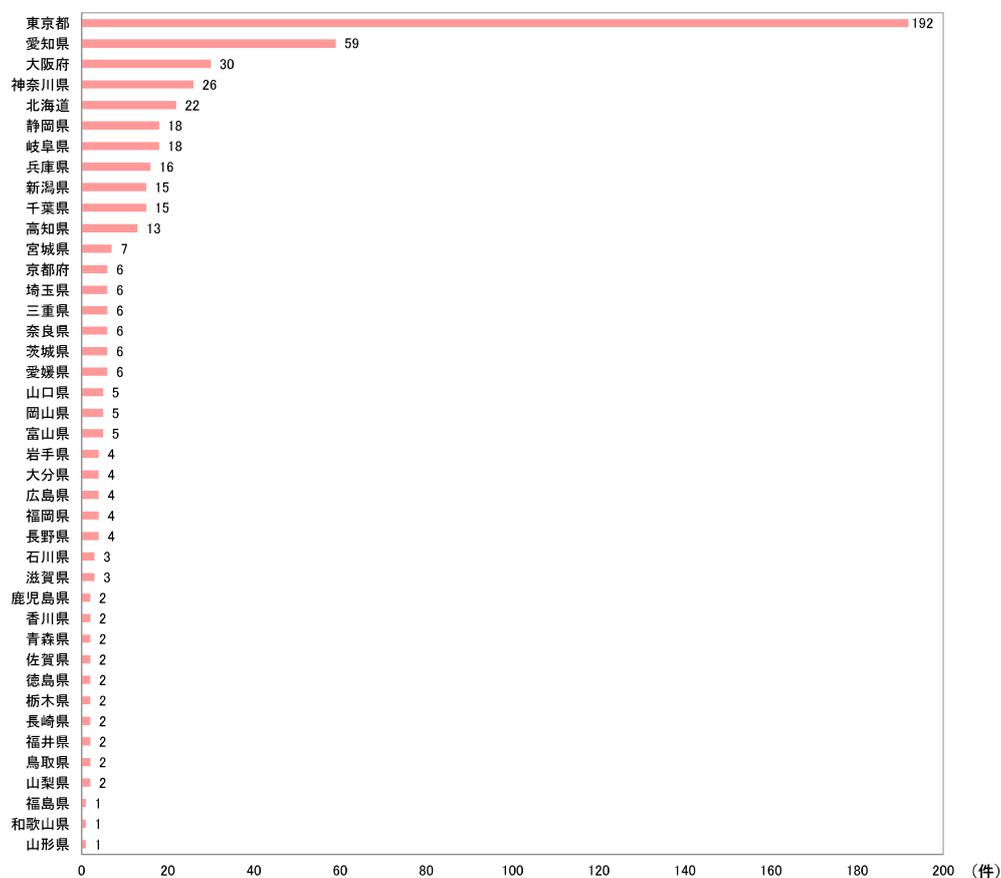
中小企業国際業務支援弁護士紹介制度

本制度は、各連携団体から紹介を受けた中小企業に対して、日弁連から、国際的な企業法務・取引法務の豊富な経験を有する弁護士を紹介する仕組みをとっている。弁護士報酬は、初回30分は無料、それ以降については10時間まで30分ごとに一律10,000円（税抜／2023年7月1日時点）としている。2012年5月の制度開始から2023年7月1日までの相談申込件数は約530件であり、相談内容の内訳は以下のとおりである。

資料3-4-6-2 中小企業国際業務支援弁護士紹介制度の運用状況(2023年7月1日現在)



相談企業所在地(都道府県別)



※相談企業に対するアンケート結果に基づく

日本の法曹有資格者による日本企業（特に中小企業）の支援の方策等を検討するための調査研究

問題点・現状

- 日本企業の海外展開はグローバル化に伴い増加傾向
→ 特にアジア新興国を中心に法制度や運用の不備がビジネスリスクに。

日本企業が直面する法的リスクの実情等を把握する必要

調査委託の方法等

- **法曹有資格者を、日本企業が多く進出し、または今後の進出が見込まれるアジア新興国等に派遣**
 - ・ 令和4年度は、ニュージーランド（新規）、シンガポール・インドネシア（報告書のアップデート）における調査を実施。
 - ・ 令和5年度は、ラオス（新規）、タイ・マレーシア（報告書のアップデート）における調査を実施。
 - ・ 今後も、継続的に調査を実施予定。

【調査研究実施状況】（新規調査国）

シンガポール（H26・27）、タイ（H26・27）、インドネシア（H26・27）、フィリピン（H27・28）、インド（H28・29）、ミャンマー（H28・29）、マレーシア（H30）、カンボジア（R1）、ベトナム（R2）、モンゴル（R3）、ニュージーランド（R4）、ラオス（R5）

- **現地における調査方法**
 - ・ 現地法令等の文献調査、現地当局からのヒアリング
 - ・ JETRO等の現地関係機関や現地日本企業へのヒアリング・アンケート・セミナー等の実施

調査結果を公開し、日本企業と情報共有を進める

効果

日本企業（特に中小企業）

- 直面しやすい法的問題の実態
- 法的問題に対する対応の在り方
- 現地関係機関との連携等の情報を共有。事業展開の足がかりに。

現地での活躍を目指す法曹有資格者

- 現地法制度やその運用上の留意点
- 現地における日本の法曹有資格者の活動規制
- 日本企業による法的支援のニーズの実情等の情報を共有。海外展開のきっかけに。

日本の法制度の情報発信に関する政府の取組み(法令外国語訳)について

- 平成16年11月 司法制度改革推進本部(本部長:内閣総理大臣)決定
「グローバル化する世界で、我が国の法令が容易かつ正確に理解されることは極めて重要であり、**我が国の法令の外国語訳を推進するための基盤整備を早急に進める必要がある**」
- 令和5年6月 経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針2023)
 - ・ 「**「海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプラン」を早期に実行し、我が国経済の持続的成長や地域経済の活性化につなげる**」※アクションプランに法令外国語訳の加速化に係る記載あり
 - ・ 「**「司法外交を外交一元化の下で推進し、法制度整備支援、国際仲裁の活性化及び国際法務人材の育成等(注)に取り組む**」 (注)法令外国語訳の加速化を含む

法令外国語訳の仕組み

① 関係各省庁

関係省庁連絡会議によって決定された翻訳計画に基づき、所管法令につき、**翻訳原案を作成**

② 法務省

各省庁から提出を受けた翻訳原案を、**公開に耐え得る品質の確保という観点から検査**(標準対訳辞書の活用、ネイティブチェック、法令外国語訳推進会議構成員(学者・弁護士等)による検査、コーディネーターによる反映作業)

法令外国語訳推進会議が
標準対訳辞書の策定・改訂

③ 関係各省庁

法務省の品質検査を受けて、**法令翻訳を完成、法務省に提出**

⇒ 法務省において**専用のホームページで公開**

法令外国語訳の現状

専用ホームページにおいて、

公開している法令数約**920**法令(令和5年12月末)

アクセスの多い上位10法令(令和5年1月～令和5年12月)

	法令名
1	会社法(第一編第二編第三編第四編)
2	民法(第一編第二編第三編)
3	個人情報の保護に関する法律
4	刑法
5	金融商品取引法
6	日本国憲法
7	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
8	労働基準法
9	特許法
10	労働安全衛生法

現状と課題

- 「日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議」第3回会議(令和4年4月開催)及び第4回会議(令和5年3月開催)で取りまとめられた、**民間構成員からの重点要望事項**に沿って取組を推進。

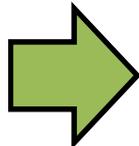
【民間構成員からの重点要望事項】

(令和4年4月)

- 1 2025年度までに**新たに1,000本以上の英訳法令等の公開を目指すこと**
- 2 **機械翻訳(AI翻訳)の本格的導入に向けた取組の推進及び検査体制の強化**について

(令和5年3月)

- 1 翻訳整備計画に掲載する法令を増加させること
- 2 **英訳法令公開までの期間を短縮させるとともに品質を確保すること**



令和5年度からAI翻訳システムの開発に着手し、令和6年度から政府全体で本格導入するとともに、**新たな業務スキームを構築**することで、**英訳法令公開までの期間を短縮させ、1,000本以上の公開を目指す。**

※ AI翻訳システムについては、令和5年12月から法務省内で試行導入済み

審判における国際連携（国際知財司法シンポジウム）

- ✓ 知財司法分野における各国間の相互理解の促進、我が国ユーザー等への情報提供のため、特許庁、最高裁、知財高裁、法務省、日弁連、弁護士知財ネットとの共催で国際シンポジウム等を開催
- ✓ 2022年度は、日米欧の知財司法関係者を集めて「国際知財司法シンポジウム（JSIP）2022」を2022年10月27日～28日に開催
- ✓ 2023年度は、**アジアの知財司法関係者を集めて「国際知財司法シンポジウム（JSIP）2023」を2023年10月17日～19日に開催**

国際知財司法シンポジウム（JSIP）2023

～アジアにおける知的財産紛争解決～

10月17日（火） 裁判所パート

- ✓ 日本・インド・韓国による模擬裁判（消尽について）
- ✓ パネルディスカッション（知財紛争解決の国際比較）

10月18日（水） 法務省パート

- ✓ 基調講演（模倣品対策のための取組と官民連携）
- ✓ パネルディスカッション（E Cサイト等のプラットフォームによる模倣品対策）
- ✓ パネルディスカッション（模倣品対策のための官民連携・国際連携）

10月19日（木） 特許庁パート

- ✓ パネルディスカッション（各国における審判実務一般について）
- ✓ パネルディスカッション（各国における先端技術分野の審理について）



国際知財司法シンポジウム（Judicial Symposium on Intellectual Property：J S I P）

■ 現状と課題

- ✓ A S E A N地域において、民商事分野における基本法制度（民法、商法）の整備が一定程度進んだこと、ビジネスの高度化により、知的財産権保護法制の充実・強化に関するA S E A N各国のニーズの高まり
- ✓ A S E A N地域に進出する日本企業数の増加、知的財産権保護に関するニーズの高まり
 - 国境を越えた海賊版被害・模倣品販売など、多数の知的財産関係紛争が発生
 - A S E A N地域における知財制度整備が不十分、知識・経験を有する専門家の不足により運用面にも課題

A S E A Nにおける知的財産権保護法制・運用の充実を支援することにより、同地域の法の支配推進を支援

司法外交の推進

域内国への日本企業進出にも資する

対応策

国際シンポジウム開催及びフォローアップを通じ、ASEAN諸国の知的財産権保護に関する課題解決をバックアップ

- ① A S E A N地域において、知財関係紛争の解決に関する各国の法制度や課題に対する理解・共通認識を醸成
- ② 民間企業等が海外進出を行うA S E A N地域を含むアジア圏全体知財紛争処理能力を向上
- ③ 我が国の法曹関係者や民間企業等に対し、A S E A N各国における最新の知的財産関連情報を提供

国際知財司法シンポジウム（J S I P）

- 法務省、最高裁判所、知的財産高等裁判所、特許庁、日本弁護士連合会及び弁護士知財ネットの6者による連携（共催）により、年1回、国際シンポジウムを開催（奇数年はアジア版、偶数年は欧米版を交互に開催。法務省はアジア版のみ参加）

【開催状況】＜シンポジウム＞開催日程：令和5年10月17日～19日

参加者：会場約330人、オンライン850人 *次回アジア版はR7年秋頃

A S E A N各国へのフォローアップセミナー

- 法務省独自の取組。A S E A Nのうち知財に関する支援の必要性が高い国に対して、シンポジウム（J S I P）のフォローアップを目的とし、隔年で2国間（バイ）セミナーを開催。今後は、情報共有プラットフォームの構築も視野に、多国間（マルチ）での開催も検討

【開催状況】＜セミナー＞前回開催：令和4年12月6日、9日

対象国：ベトナム・カンボジア *次回令和6年度（開催地調整中）

国際仲裁活性化推進事業

現状

〈国際仲裁とは〉

- 国際的な商取引をめぐる紛争の解決について、当事者が選任した第三者（仲裁人）の判断に委ねる仕組み
- 国際仲裁は、多国間条約の整備により外国での執行が容易であるなど裁判と比べてさまざまなメリットがあり、**国際商取引をめぐる紛争解決のグローバル・スタンダード**

〈我が国における国際仲裁の活性化〉

我が国における国際仲裁の件数は、我が国の経済規模に照らすと、諸外国に比べて少ない

国際仲裁の活性化に取り組むことは、日本企業の海外進出を後押しし、海外からの投資を呼び込むことに資するものであり、我が国の経済成長に貢献



国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査等業務
(令和元年度～令和5年度)

- 仲裁人・仲裁代理人等になり得る者の**人材育成**
- 国内外の企業等に対する**広報・意識啓発**
- **施設整備**（東京虎ノ門に仲裁専用施設の開業）等の各施策を包括的に行いながら、**国際仲裁の活性化に向けた有効な施策の在り方を調査分析**

課題（これまでの取組の成果と見えてきた課題）

〈取組〉

人材育成

- 法学部・法科大学院での講義
- 司法修習実務修習プログラム
- 英国仲裁人協会資格認定講座

〈成果〉

- 継続的な人材育成実施体制の基礎の構築に成功

〈課題〉

- **語学力及び国際仲裁の基礎知識を身につけた法律家の養成**に向けた長期的な取組が必要
- 海外仲裁機関に対する派遣（コロナ禍により未実施）等により実践的な経験が必要

広報・意識啓発

- 国内外の企業、弁護士等に対するセミナー等の実施
- 雑誌等に寄稿

- 国内の企業、弁護士の理解向上に一定の成果

- **国内の企業・弁護士等に対する更なる意識啓発が必要**
- **海外の企業、弁護士等における理解醸成（コロナ禍により未実施）が必要**

施設整備

- 施設の確保、ICT設備の整備、サービスの向上

- 虎ノ門ヒルズに仲裁専用施設を確保
- ICT設備の導入

- **自立的な施設運営は現状では不可能と判明（令和5年中に退去予定）**
- オンライン審問のニーズも十分に取込みず

国際仲裁活性化事業の再構築（令和6年度） ～国際仲裁活性化推進事業～

（令和7年度～）

1 人材育成

人材の裾野を広げ、語学力・知識・経験を兼ね備えた人材の輩出

大学、司法研修所、弁護士会を含む関係機関等と連携し、講義に実務家等の派遣、司法修習生に対する実務修習プログラムの提供、若手弁護士の養成等を実施

2 広報・意識啓発

- ・ 国内外の企業、弁護士等の更なる意識啓発・理解醸成を促す
- ・ 国内外に日本の国際仲裁の魅力等を発信し、日本を仲裁地とする仲裁条項を規定可能に

国内外の仲裁機関を含む関係機関等と連携し、**国内外の企業、弁護士等を対象としたウェビナー、セミナー等**を実施するとともに、**仲裁条項の規定状況に係る調査**を実施

成果運動型民間委託契約方式の採用

民間の主体的な創意工夫による提案、費用対効果の向上

加えて、**職員により、セミナー等の参加、海外の仲裁機関と連携を強化するため交渉等**を直接実施

国際仲裁の活性化に向けた取組の更なる実施

〈課題・対応策設定の際の根拠〉

■ 経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）
「司法外交を外交一元化の下で推進し、…国際仲裁の活性化…等に取り組む。」

■ 成長戦略等のフォローアップ（令和5年6月16日閣議決定）
「海外の仲裁関連機関と連携した国際仲裁の研修や周知・広報等を行う。」

- 調査等業務における調査分析（令和6年3月まで）
- 国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議における検討（令和6年前半まで）

我が国における国際仲裁の活用の着実な推進を考える実務研究会の検討結果（概要）

【5カ年の調査等委託事業の結果、明らかとなった課題】

国が国際仲裁を振興する意義の明確化の必要性

日本の仲裁機関の国際的な認知・評価の不足

特に中小企業における国際仲裁に対する理解の不足

海外向け広報の不足

仲裁振興事業の責任ある実施体制の欠如

【研究会の提言（総論）】

国際仲裁活性化の意義と目的

- 我が国において国際仲裁の基盤を整備すると共に、東南アジア地域等における国際仲裁の普及を図ることにより、**国際的な法の支配の促進及び司法分野における我が国の国際的プレゼンスを向上**させること。
- 我が国が国際仲裁の拠点となることにより、**日本企業が海外進出する際に生じ得る法的紛争解決の選択肢を増加**させると共に、**対日投資を呼び込むための基盤整備**にもつながる。

目指すべき方向性

- ◆ 日本における**第三国仲裁の増加**
- ◆ 国際的な紛争解決ルール形成への**積極的貢献**
- ◆ **アジア地域における仲裁条項の普及**
- ◆ **グローバルコミュニティで活躍する日本人仲裁実務家の増加**

研究会の提言（各論）

国際的な評価向上のための環境整備

- ✓ 我が国の代表的な商事仲裁機関である**日本商事仲裁協会（JCAA）の国際的な認知度及び評価向上のために必要な支援の提供** など

国内外の意識啓発・広報

- ✓ 国内企業（特に**中小企業**）の経営層・海外担当部門、契約実務を担当する弁護士の意識醸成
- ✓ 海外の仲裁機関と連携したシンポジウム、**ASEAN地域**の政府機関・企業に対するシンポジウム等の開催
- ✓ **国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）**の活動への積極的な参加 など

人材育成

- ✓ 大学生、法科大学院生、司法修習生を対象とした人材の掘り起こし
- ✓ **コモンロー体系や英語での法律実務**に精通した人材の育成
- ✓ 海外の仲裁関連団体と連携したトレーニングプログラムの提供 など

専用施設の整備

- ✓ **長期的視点に立ち、日本における仲裁審問施設の安定的確保**を目指す
- ✓ ただし、その実現に向けては、専用施設を持続可能な形で運営していくための**官民の負担のバランス、運営体制の在り方、国のリソースの効果的な配分の在り方等**について引き続き検討

仲裁振興事業の実施・連携体制の構築

- **国と法曹界等との連携**については法務省が、**国・法曹界と経済団体との連携**については経済産業省・法務省が大きな役割を果たすべき。
- **海外に対する広報活動等**においては、外務省の役割も重要。
- **仲裁機関と仲裁関連団体が更に連携**して仲裁振興に取り組むことが重要。海外の仲裁機関や仲裁実務家等との連携も強化。

◎ 概要

- ・域内格差是正のためのメコン諸国に対するセミナー等（ベトナム、カンボジア、ラオス）
- ・民事法、行政法等の基幹法令やビジネス関係法令の整備・運用のためのセミナー、共同研究等（インドネシア、ウズベキスタン等）
- ・法令の適切な運用や調停に関する支援等、法制度の安定性、予測可能性の向上、公平かつ迅速な紛争解決の促進に資するもの。

ベトナム社会主義共和国



【現在の取組】

- ・JICA「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」ほか
～法規範文書の不統一、法執行の非効率等を改善するための重要課題を特定した上、具体的な解決策を検討・提案する活動を実施中。

ラオス人民民主共和国



【現在の取組】

- ・JICA「法の支配発展促進プロジェクト(フェーズ2)」ほか
～事実認定と法令の解釈適用を適切に行う能力を身に付けた法律実務家を育成する基盤形成を支援。
- ・国立司法研修所との協力(刑事法に関する研究等)

カンボジア王国



【現在の取組】

- ・JICA「法・司法分野人材育成プロジェクト」ほか
～裁判官教育におけるカリキュラムや教材の作成・改訂、教官の能力向上等を支援。
- ・王立司法学院との協力(民事司法改善等)

スリランカ民主社会主義共和国



【現在の取組】

- ・JICA国別研修(公正な司法アクセス強化)

東ティモール民主共和国



【現在の取組】

- ・土地関連法等に関するセミナー実施

インドネシア共和国



【現在の取組】

- ・JICA「ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」
～法的整合性向上、知財事件等のビジネス関連事件に関する裁判官の法的判断及び訴訟運営に関する能力向上支援など

ウズベキスタン共和国



【現在の取組】

- ・JICA国別研修(権利保護のための司法能力強化)
- ・行政法解説書の作成支援
- ・犯罪白書作成支援等
- ・司法関係者の能力向上支援等

モンゴル国



【現在の取組】

- ・国立法律研究所との協力(両国法制度比較等)
- ・商取引法関連規定の整備に関する共同研究

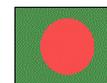
ネパール連邦民主共和国



【現在の取組】

- ・JICA国別研修(民法の運用に係る能力強化)
- ・民法、刑事関連法の運用に関するセミナー実施

バングラデシュ人民共和国



【現在の取組】

- ・JICA国別研修(司法機関の能力強化、調停人養成等)
- ・事件管理・訴訟遅延解消に関するセミナー実施

2024年1月26日
JICA ガバナンス・平和構築部

日本企業支援に関する JICA 法制度整備支援分野の取組みについて

1. タイ「競争法執行能力強化」(個別専門家)

2021年10月より、タイ取引競争委員会事務局における、競争法の執行及び競争政策の策定に関する職員の能力及び関係機関の組織的能力の向上を目指し、公正取引委員会から専門家を派遣している。

2023年9月には公正取引委員会から講師を迎え在タイ日本企業向けに「タイの競争法と日本の独占禁止法の比較」に係るセミナーを開催した。2024年3月には事件審査手法をテーマにセミナーを開催予定。

また、タイ競争当局(TCCT)がホストした東アジア(ASEAN域内国を含む)の競争当局が参加する国際会議「東アジア競争政策トップ会合」(7月)及び「東アジア競争法・政策カンファレンス」(7月)の開催に協力した。

2. マレーシア「競争法アドバイザー」(個別専門家)

2022年11月より、マレーシア競争委員会(MyCC)における競争法の執行能力の強化を目指し、公正取引委員会から専門家を派遣している。主に、企業統合審査の実施体制の確立およびリニエンシー制度の運用改善等を支援している。2023年3月および9月に、公正取引委員会から講師を迎え「企業結合規制」をテーマに、MyCC職員向けにセミナーを開催した。2024年3月には「リニエンシー制度」をテーマにセミナーを開催予定。

3. インドネシア「ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」(技術協力プロジェクト)

インドネシアのビジネス界における法的予見可能性の改善に寄与することを目指し、①法令間の整合性確保にかかる法案起草者の能力向上、および②知財事件等のビジネス関連事件を担当する裁判官の能力向上を支援するプロジェクトを2021年10月に開始(協力期間は2025年9月までの予定)。法案起草者、裁判官向けの研修教材等の作成や研修実施に取り組むことで、明確かつ安定した法の適用・運用を促し、本邦企業を含む民間企業が安心して活動できるビジネス環境整備に寄与するもの。

法令の整合性向上に関しては、2022年3月に、案起草者向けの法令策定のための執務参考資料(条例編)が完成した。知財分野の裁判官の能力向上に関しては、2022年3月に判決集第1集(知財全般)が完成、2022年12月には第2集(商標)の改定・増刷を行った。また、2023年1月には、商標事件を審理する裁判官向けの手引書として「商標ガイドブック」が完成した。

(参考 URL)

[ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト | ODA 見える化サイト \(jica.go.jp\)](#)

4. 「英語圏アフリカにおけるビジネス法研修」(個別研修)

2021 年度にケニア、ガーナ、ナイジェリアを対象に、「アフリカ地域ビジネス法支援にかかる情報収集・確認調査」を実施。競争法、知財法、倒産法を中心とするビジネス関連法は概ね制定されているものの、法の円滑な適用・運用には課題があることが判明した。

同調査結果を踏まえて、ケニア、ガーナ、ナイジェリアに加え、同様のニーズが確認されたタンザニアを含む 4 か国を対象としたビジネス関連法にかかる研修を立上げ。初回の 2023 年度は競争法をテーマに、2024 年 2 月に 10 日間程 20 名の研修員を受入れ、公正取引委員会や消費者庁から講義予定。

なお、本研修は、TICAD8 における日本の貢献策のうち、「司法・行政分野の制度構築・ガバナンス強化のための 4600 人の人材育成」および「ビジネス環境改善のための競争法等のビジネス関連法の整備や人材育成 (AfCFTA 実施促進)」に寄与する取組と位置付けられる。

(参考 URL)

[アフリカ地域ビジネス法支援にかかる情報収集・確認調査](#)

5. 課題別研修「ビジネスと人権」

2023 年度から 2025 年度まで実施予定。国連人権理事会で支持されたビジネスと人権行動原則を基に、政府の人権保護義務、企業の人権尊重、救済のために政府が担うべき役割を学ぶ研修。途上国側の人権保護環境整備を通じて、海外サプライチェーン上の人権配慮やイコール・フットディングの促進にも貢献するもの。

第 1 回研修を 2024 年 1 月 15 日～26 日に実施し、7 か国 8 名が参加した (カンボジア、コートジボワール、エジプト、メキシコ、モンゴル、スリランカ、タイ)。日本企業 4 社・法務省・外務省・厚生労働省・経済産業省・JETRO・経団連・ビジネスと人権ロイヤーズネットワーク・ILO・UNDP・OECD 等からご協力を頂いた。第 2 回研修は 2024 年 11 月に実施予定。

以上

平成30年7月 作成
 令和2年3月 一部更新
 令和2年9月 一部更新
 令和4年3月 一部更新
 令和6年2月 一部更新

日本企業の海外展開を法的側面から支援するための施策

